

令和5年度秋田県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（令和5年度補正予算分）実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙及び令和6年2月8日付けこ支障第26号子ども家庭庁支援局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）のもと、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、賃上げ効果が継続される取組を行う障害福祉サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助することを目的として、秋田県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関しては、県実施要綱及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この要綱において「障害福祉サービス事業者等」とは、福祉・介護職員ベースアップ等支援加算を算定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者及び障害児入所施設のうち、県実施要綱別紙1表1に掲げるサービス区分に該当するものをいう。

2 この要綱において「福祉・介護職員等」とは、障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員及び福祉・介護職員の処遇を改善するという本事業の趣旨に逸脱しない範囲内で賃金改善を実施する福祉・介護職員以外の職員をいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員等を対象に県実施要綱6に定める要件を満たした賃金改善を実施する、秋田県内に所在する障害福祉サービス事業所等へ補助する。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を令和6年4月15日までに提出するものとする。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（別紙様式）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表（別紙様式））
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、県実施要綱5に定めるところによる。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、当該補助金を交付することが適當と認めたときは、財務規則第248条の規定により、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定には、財務規則第249条の規定により、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ補助金変更交付申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業中止（廃止）承認申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となつた場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助金の交付対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(変更の届出)

第8条 県実施要綱7(4)に定める変更の届出を行う際は、変更届出書（別紙様式）に加え次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書（別紙様式）並びに当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書類
- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に關係する施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、計画書（別紙様式）等

- (3) 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

（特別な事情に係る届出）

第9条 県実施要綱7（5）に規定する特別な事情に係る届出を行う際は、以下の①から④までの事項を記載した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（別紙様式）に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式）を知事に提出しなければならない。

- ①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている施設・事業所の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ②福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容
- ③当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- ④福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

（補助金の支払い）

第10条 補助金の交付は原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。

（実績報告）

第11条 県実施要綱7（2）に規定する実績報告を行う際は、令和7年1月末までに次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表（別紙様式））

（額の確定）

第12条 額の確定は、実績報告書の提出後、交付した補助金の合計額に対して行う。

（補助金の返還）

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。